

3番目の特許（特許7429399号）の請求項11に記載の発明

最後に、これまで3回にわたって説明した3つの特許発明をまとめた発明について説明します。これは、3番目の特許（特許7429399号）の請求項11に記載の発明です。

この発明に係る読取装置の構成を図1～図4に示します。この読取装置も、収容部の上部の開口が開いた状態で収容部の内部にあるパッシブ型RFタグからのみ情報を取得することができます。

この読取装置は、左側面部と背面部と右側面部が正面部よりも高くなっています。左側面部と背面部と右側面部は電波吸収層で覆われています。底面部は電波吸収層および／または電波反射層で覆われています。収容部の内部は、減衰空間と収容空間とに分かれています。減衰空間にはRFタグが取り付けられた物品は収容できません。RFタグが取り付けられた物品は収容空間に収容されます。底面部と正面部と左側面部には、それぞれ底面アンテナと正面アンテナと側面アンテナが取り付けられています。底面アンテナと側面アンテナは収容空間に向けて強度の大きな電波を放射します。正面アンテナは背面側に向けて電波を放射します。

この読取装置では、物品が入った買物カゴを正面から容易に出し入れできます。

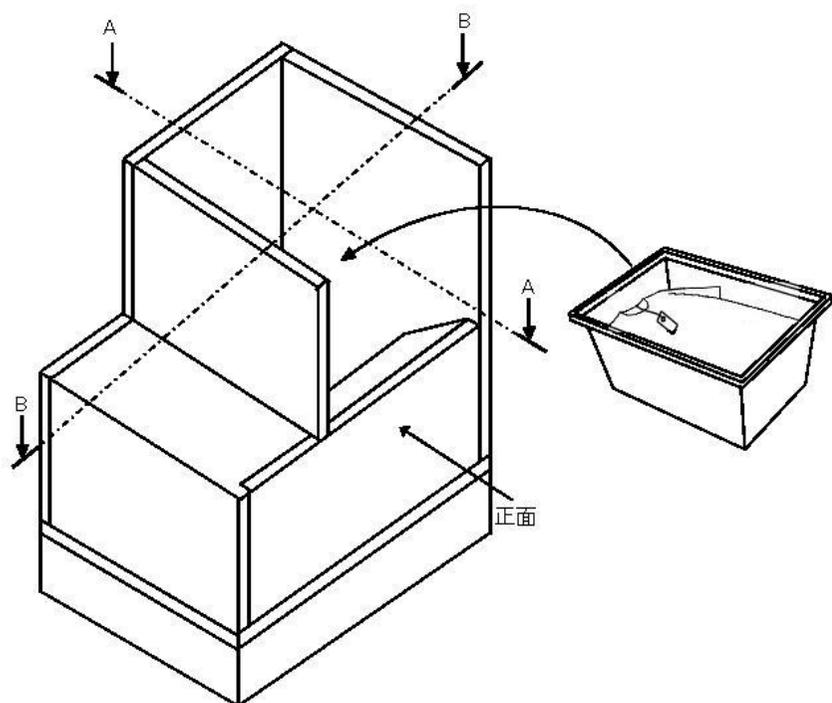


図1 斜視図

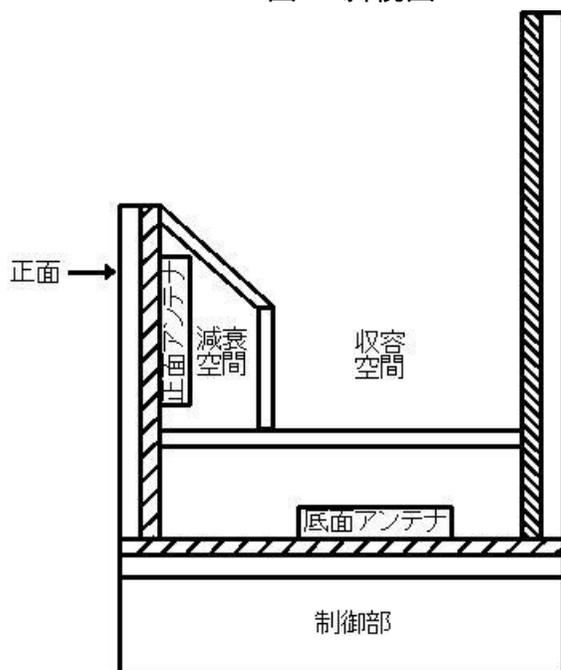


図2 A-A線断面図

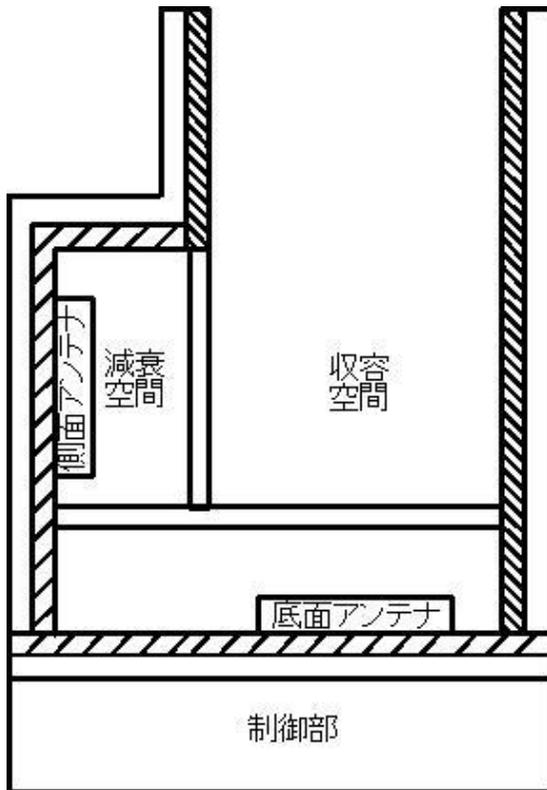


図3 B-B線断面図

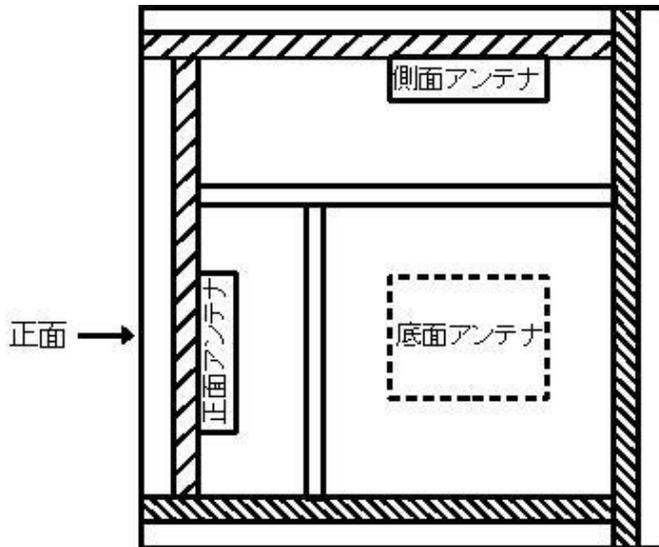


図4 平面図